

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

1 計画策定の背景

これまで国は、少子化傾向に歯止めをかけるべく、平成2（1990）年の「1.57ショック」以降、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、少子化対策プラスワンと少子化傾向への対策を打ち出してきました。そして、平成15（2003）年に次世代育成支援対策推進法が成立し、児童福祉法が改正されました。次世代育成支援対策推進法は、地方公共団体及び企業に対して10年間の集中的・計画的子育て支援計画の策定を義務づけました。

また、児童福祉法改正では、保育園の待機児童数が一定以上の場合は、市町村に対して保育計画を策定することが義務づけられました。

平成2年以降、様々な議論や対策を行いながらも、少子化傾向に十分な歯止めがかからず、また、待機児童がなくならないことなどから、平成24年8月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決することを目指して、子ども・子育て支援法が成立しました。

子ども・子育て支援法は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、社会的な支援の必要性の高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもやその家庭を対象に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障していくとともに、親など保護者自身に対しても、その子育て経験を通じて親として成長していく「親育ち」の過程も支援していくものです。子ども・子育て支援法では、法の趣旨を実現するため、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。

この「新！ひのっ子すくすくプラン（日野市子ども・子育て支援事業計画）」は、現行の「ひのっ子すくすくプラン」を継承し、ひのっ子が日野の地域ですくすく育ち、生まれ育った日野で子育てをしたくなるような、希望が持てる「子育てしたいまち・しやすいまち日野」を実現するべく策定したプランです。



2 計画の位置づけ

2 計画の位置づけ

本計画は日野市子ども条例を基本理念とし、関係する法令に基づく計画として策定するものです。

- (1) 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- (2) 児童福祉法第56条の4の2第1項に規定される「市町村整備計画」
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」
- (4) 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

なお、新！ひのっ子すくすくプランは、日野市の基本計画である日野いいプラン2020（日野市基本構想・基本計画）・ともに支え合うまちプラン（日野市地域福祉計画）及び他の関連する個別の行動計画などとも連携・強化し、日野市の子育て施策の推進を図るものでです。



3 計画の期間と対象

新！ひのっ子すくすくプランの計画期間は、平成27（2015）年度～31（2019）年度の5年間とします。

ただし、国や東京都の動向、社会経済情勢の変化、人口動態などを見極めながら、必要に応じた見直しを行っていきます。

対象は0歳～18歳までとします。

4 計画の策定体制

計画の推進体制としては、子どもの保護者、地域において子どもの育成及び子育て支援活動に携わる者、民間企業の事業主の代表、民間企業の労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者、関係行政機関の職員などで構成される「日野市子ども・子育て支援会議」において、市民と行政の協働により計画の推進を図ります。

子ども・子育て支援会議の役割として、計画の検証、評価を行います。

◆策定体制図



